

演題番号: P1-4

筆頭名: 皆本景子

筆頭所属名: 熊本大学大学院生命科学研究部 環境保健医学分野

共著者名:

○皆本景子

共著者所属:

演題名: GHSと職業性接触皮膚炎

職業性皮膚障害の約 9 割が接触性皮膚炎で、病因を機序別に分類するとアレルギー性と刺激性は 5 割ほどずつとされている。GHS の導入により、皮膚感作性物質、皮膚腐食性・刺激性物質を含む化学品のラベルと MSDS にその危険性がある一定の基準でわかりやすく表記されるようになった。日本では、GHS にほぼ準拠し、ラベル表示、MSDS および化学物質の分類方法についての JIS 規格が制定あるいは改正された。ラベル表示では、皮膚刺激性の区分 3 が区分外、混合物の分類では、感作性物質が 1% 以上含まれている場合表示される。感作性物質は、2009 年の GHS 改訂版では、感作性の強さで細区分 1A, 1B と分類し、濃度限界をそれぞれ 0.1%、1%としていて、区分 1 で混合物を分類する場合、1%あるいは 0.1%をとる場合と 2 重の基準が設けられている。MSDS の JIS 規格では、感作性物質のカットオフ値 (MSDS 作成の必要性を判断する基準値) は 0.1%となっていて、ラベル表示と異なる記載がされる場合もあり得る。組成及び成分情報には、GHS 分類に寄与するすべての不純物及び安定化添加物を含め、化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましいとされているが、成分名に関する情報については、企業秘密情報であれば、危険有害性情報のみとなることもある。また、労働安全衛生法等に規定された約 1500 物質以外の記載は、努力義務とされている。以上のようなことを認識したうえで、リスク評価を行うべきである。また、刺激性接触皮膚炎は、いわゆる一般的な水仕事で起こり得る疾患で、ドイツの TRGS (Technical rules for Hazardous Substances) 401 では、毎日 2 時間以上の水仕事、手袋の装着あるいは頻回の手洗いのある職種を wet work とし、リスクの高い職種と定義して、予防対策が講じられている。